

KONAN UNIVERSITY

改正刑法の性犯罪の暴行・脅迫要件の認定と被害者の『5F 反応』

著者	田中 嘉寿子
雑誌名	甲南法務研究
巻	14
ページ	65-72
発行年	2018-03
URL	http://doi.org/10.14990/00002959

改正刑法の性犯罪の暴行・脅迫要件の認定と被害者の『5F 反応』

検察官、元甲南大学法科大学院教授 田中嘉寿子¹⁾

1 性犯罪の罰則改正

1 改正審議経緯

平成29年6月、性犯罪に関する刑法の罰則が改正され、翌月から施行された。

被害者団体等からは、強制性交等罪の構成要件から「暴行・脅迫要件」を撤廃するようにとの要望があったが、同要件は維持された。

この点につき、衆議院及び参議院の両附帯決議において、政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、刑法177条及び178条の「暴行又は脅迫」並びに178条の「抗拒不能」の認定について、「被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと」が要請されている。

同改正刑法に関する第193回国会法務委員会第21号（平成29年6月7日）の議事録によれば、宮崎議員からの暴行・脅迫要件に関する質問に対し、法務省林刑事局長（政府参考人）は、「暴行、脅迫の認定が厳し過ぎる、激しく抵抗しなければ暴行、脅迫があると認定されないといった批判の声があることは十分に承知しております。その上で、暴行、脅迫の程度につきましては、諸般の事情を考慮して、

社会通念に従って客観的に判断されるべきものであると解されます。単にそれのみを取り上げて観察すれば反抗を著しく困難ならしめる程度には達していないようなものであっても、行為の時間、場所等諸般の具体的事情によっては反抗を著しく困難ならしめる程度の暴行、脅迫が認められ得るとされています。例えば、被害者が、加害者との人間関係や恐怖感から抵抗できない場合に抵抗しなかったことのみをもって暴行、脅迫が認められないというものではなく、客観的な事情を考慮して暴行、脅迫が認定され得ると考えております。犯罪被害に直面した被害者が反射行動により抵抗できなくなる場合があるという心理状態を適切に考慮する必要があるという宮崎議員のご指摘は、まことにそのとおりでございます。重要な指摘であろうかと考えております。法務・検察におきましても、検察官に対する各種の研修の中で、こういった被害者の心理状態といったものについての理解についての研修の充実を今後も引き続き図ってまいりたいと考えております。」旨回答した（傍線筆者）。

同様の質問に対し、平木最高裁判所長官代理者は、「どのような場合に強姦罪の暴行、脅迫を認定するかは、昭和33年6月6日の最高裁判決が、『当裁判所判例は、刑法177条にいわゆる暴行脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることをもつて足りると判示している。しかし、その暴行又は脅迫の行為は、単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるような

1) 本稿は、全て筆者の私見であり、筆者の所属機関の公的見解ではない。

ものであつても、その相手方の年齢、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他具体的事情の如何と相伴つて、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである。』と判示しており、各裁判体は、このような判例の趣旨も踏まえながら暴行、脅迫の存否を適切に判断しているものと承知しておるところでございます。」旨回答した（傍線筆者）。

その後、池内議員からの、「法曹にジェンダーバイアスがあるのではないか」との質問に対し、平木最高裁判所長官代理者は、「裁判所といたしましても、被害に遭ったときの被害者の心理状態等をよく理解し、適切に事実認定を行うことは重要であると考えております。そこで、司法研修所では、刑事事件を担当する裁判官を対象とした研究会において、性犯罪の被害者の支援に長年携わっている大学教授を講師としてお招きして、被害時の被害者の心理状態やその後の精神状態等について理解を深める講演を行っていただくなど、被害者への配慮に関する研修を行い、このような研究会を通じて被害者の心理状態等の理解に努めてまいりたいと考えております。」旨回答した（傍線筆者）。

2 最高裁の回答を踏まえた立証の在り方

最高裁が、暴行・脅迫要件に関する判例（最高裁の立場）として挙げた上記昭和33年の判旨には、「被害者の心理状態や精神状態」は明記されていない。基準とする判例に明示されていない以上、どこまで考慮するか、どのように考慮するかは、個々の裁判官にゆだねられている。

なお、同判例では、女性団体等から、レイプ・シールド法²⁾導入を叫ばれている現在、考慮すべきではないはずの「被害者の素行、経歴」や、本改正法の主眼の一つである被害者の性差別の撤廃という改正

理念と相容れないのではないかと懸念される「被害者の性別」が判断基準として挙げられている。

性非行歴のある女子に少なからず性虐待を含む性犯罪の被害歴があり、そのような被害者は危機的状況への対処能力が低下して再被害に遭いやすいことは被害者の臨床や支援の担当者の間では周知の事実である。既に、警察や検察庁では、性犯罪の被害者から事情聴取する際、事件と直接関係しない「被害者の素行、経歴」などのプライバシーについては、供述調書にはほとんど記載していない。被害者の証人尋問の際、弁護人が被害者の「素行、経歴」を尋問しようとするれば、検察官は、「公訴事実との関連性のない」（刑事訴訟規則（以下規と略す。）199条の14）「侮辱的質問」（規同条の13第2項第1号）であるとして異議を申し立て（規205条1項本文）、不当な尋問から証人を守らなければならない。

また、男性であっても、突然性被害を受ければ、凍り付いて抵抗できなくなることも十分あり得る。危機における凍結反応は、老若男女を襲うものだからである。男性被害者に対する偏見の撤廃は、法曹実務家にとって喫緊の課題の一つであろう。

裁判官が、付帯決議の精神に沿って性被害者の心理状態や精神状態についての専門的知見に関する理解を深めてくれることを期待したい。

他方、検察官は、裁判所の研修が充実するのを漫然と待つだけでは足りず、個々の事件の立証において、心理学・精神医学等の専門家の協力を得て性被害者の心理状態や精神状態を適切に立証する努力をしなければならない。

近時改正された刑事訴訟法において、証人の公判における個人情報の秘匿が認められたので、一層の専門家の協力を仰ぎたい。

2) アメリカ・カナダで採用されている、性被害者の証人尋問において、罪体と無関係の性関係や性遍歴に関する尋問を禁じる証拠禁止法則。

2 被害時における被害者の心理に関する「5F」反応

1 5F反応

イギリスの臨床心理士ロドリック氏の論文“Psychological Trauma-What Every Trauma Worker Should Know”（心的外傷－全てのトラウマ・ワーカーが知るべきこと）は、筆者の実務感覚に合致するものであり、非常に参考になったので、紹介したい。同氏は、イギリスの警察などでも性被害者の心理について講義を行い、性犯罪被害者のカウンセリング経験豊富な方である。

同氏は、脳科学の最新の知見に基づき、人間が、危機・恐怖に直面したとき、扁桃体（amygdala）は、生存可能性を最も高める反応として、5F反応を示すことを紹介している。

(1) Friend

最も脆弱な存在である新生児が、生まれ落ちた瞬間からこの過酷な世界で生き延びる生存戦略として採る最も有効な方策の一つが、「新生児微笑」である。新生児は、まだ目もろくに見えず、親の笑顔を見て学習するわけでもなく、保護者の保護・養育行動を引き出すため、本能的に微笑む。そうして他者からの友好的な対応を呼び覚まそうとするのである。

危機に陥った成人も、「冗談よね」（今なら笑って済ませられるわよ）と微笑んで危機の回避を試みることもある。

しかし、このような友好的な反応が全く通用しない相手に直面し、真の意味の危機に直面した場合は、次の生存戦略に移行せざるを得ない。

(2) Fight（闘争反応）

危機に陥った人が、相手が自分より弱そうで闘って勝てそうであれば闘おうとしたり、「いや」と拒否反応を示すことがある。

(3) Flight（逃走反応）

また、相手と闘っても勝ち目がなさそうな場合は、「逃げるが勝ち」であり、逃げようとする。

(4) Freeze（凍結反応）

しかし、Friend・Fight・Flightのどれも有効ではない場合、人は凍結する。

原始時代、まだ人類の祖先の哺乳類が小さく脆弱で、捕食者が闊歩していた頃、哺乳類にとって、捕食者に直面したときに最も生存率を高める反応は、凍結（死んだふり）であった。なぜなら、捕食者のほとんどは、屍肉を食べないからである。また、捕食者の眼は、動かない物を発見するのが困難であるので、凍結している方が発見されにくく、発見されても屍体と誤認されて食べられずに済む可能性が高まるのである。

人は、危機に直面すると、大脳新皮質の言語機能が抑制され、より原始的な扁桃体が機能し、凍結するために必要な鎮痛ホルモンを分泌して凍結する。

筆者が実際の性犯罪事件において見てきたほとんどの被害者は、凍結反応を示していた。また、かなり酷い怪我をしていても「痛くなかった」「気が付かなかった」と言う被害者が多かった。今にして思えば、鎮痛作用が働いていたのであろう。

裁判では、被害者の凍結反応について、まだ十分に周知されていないと思われる。

凍結反応が、「同意していると思っていた」などの同意誤認弁解に悪用されるべきではない。真に同意に基づく性行為であれば、相互的な交流や反応があるはずであり、片方が凍結しているのは異常なはずである。

(5) Flop（迎合反応）

凍結反応が奏功せず、相手の攻撃を終わらせるのではなく、むしろ増大させてしまった場合、被害者は、加害者に迎合する。

扁桃体は、相手に迎合することにより生存率を高める方策に移り、凍結反応時に硬直していた筋肉がほどけ、脳の高次の機能は「オフライン」になる。その方が耐えやすいからである。迎合反応による生存メカニズムにおいて、人は極めて従順になり、ほぼ一切自分に起こっていること（被害）につき、加害者に対して抗議しない。

2 どの反応をなぜ採るか？

ロドリック氏によれば、被害者が、生存戦略として、自己の陥った状況において、どの反応をなぜ採るかは、以下の要素による。

- ① 最も生存の可能性が高そうである。
- ② 過去に有効だった方法を選びがちである。
- ③ 過去に失敗した方法を避けがちである。

しかし、これらは、その場の状況に最適な戦略とは限らない。

筆者の経験に鑑みると、むしろ、最悪の選択肢であることが多い。

なぜなら、多くの被害者は、生まれて初めて性的加害意図に基づく容赦ない暴力に直面するため、過去の友人・知人相手の対応（Friend 反応など）は全く通用しないからである。

筆者は、女性被害者を取り調べる際、いつも、「本件より前、もし、性的な被害に遭ったら、抵抗できる・逃げられると思っていましたか。」と質問することにしていた。すると、どんなに華奢な被害者であっても、「できると思っていました。」と供述していた。なぜなら、普通の友人・知人・恋人達は、微笑みながらの婉曲な拒否の言動から拒否の意図を汲み取って紳士的に退き、「止めてよ」と言って振り払えば振り払われてくれて嫌なことは止めてくれたからである。つまり、被害者が従前採っていた（つもりの）「闘争・逃走反応」は、相手方の善意によって成功してきたにすぎず、本気の加害者には全く通用しない。被害者らは、腕をつかまれた瞬間、かつて経験したことのない剥き出しの暴力に直面し、凍結してしまうのである。

そして、被害が長時間に及ぶなど、場合によって

は凍結反応が解除され、迎合反応に移行する場合もあった。

この場合、多くの被害者は、後から自己の迎合反応を思い出し「もっと良い方法があったはず。自分は何て馬鹿だったのだろう」と自分を責めていた。

聡明な被害者であっても、「馬鹿な」対応しかできないのには理由がある。

さらに、性的虐待事案などの場合は、このような被害が日常的に反復継続される。すると、被害者は、被虐待環境に順応して生存するため、「性的虐待順応症候群」³⁾に陥る。

3 抑制される脳の高次機能

最新の脳科学の研究⁴⁾により、人は、危機に直面してストレスを感じると、大脳皮質前頭前野の高度な精神機能が奪われてしまうことが分かってきた。

前頭前野は、脳の中で進化的に最も新しく、高度に進化した領域であり、抽象的思考に関わる神経回路があり、集中、計画、意思決定、洞察、判断、想起などを司る。

しかし、ストレスがかかると、脳神経からノルアドレナリンやドーパミンなどの神経伝達物質が放出され、これらの濃度が前頭前野で高まると、神経細胞間の活動が弱まり、やがて停止してしまう。

ストレスにより、感情や衝動を抑制している前頭前野の支配力が弱まると、視床下部などの進化的に古い脳領域の支配が強まった状態になり、危険に備えるよう他の神経系に警告を発したり、5F 反応を生じるとともに、恐怖などの情動に関わる記憶を強める。

3) 子供の証言の信憑性に関して研究したローランド・サミットが1983年に提唱した概念で、性的虐待を受けた子供の典型的な心理的反応パターンであり、①子供は、罪悪感、加害者や家族・自身の今後に対する不安等から、性的虐待の事実を秘密にしようとする、②自分は無力で状況を変えることはできないと思っている、③加害者の罠にはまり、被虐待環境に順応しようとする、④被害事実を開示しない、ためらいがちに開示する、事実関係が矛盾した証言をする、⑤供述を撤回する。

子供達は、健忘・解離したり、被害の時間や場所の記憶が曖昧になることがあるが、嘘や証拠のねつ造はしない。

4) 増尾好則教授（東邦大学理学部生物学科神経科学研究室）の「ストレスと脳」（同大学HP >理学部>生物学科>生物学の新知識）から引用。

ロドリック氏の論文も同旨の脳科学研究の知見に基づいている。

通常は、ストレスによって放出されたドーパミン等は、分解酵素が働いて前頭前野の機能停止は長くは続かず、ストレスが軽減すれば元の状態に戻る。

しかし、元に戻りにくい人も居ることが研究の結果分かってきたそうである。

遺伝的に神経伝達物質分解酵素の力が弱い人や、慢性的なストレスにさらされてコルチゾールの過剰分泌等により、扁桃体の樹状突起（神経細胞から枝状に伸びて信号を受け取っている突起）が拡大する一方、前頭前野の樹状突起が萎縮している人である。ストレスによる脳内変化が生じると、以後のストレスに対して更に脆弱になり、うつ病、依存症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの不安障害につながりやすい⁵⁾。

4 裁判における性被害者の「抵抗要件」の判断基準

性犯罪の被害者が、性犯罪というストレスに直面したとき、一見不合理にも思える対応をすることは少なくない。ストレスにより、前頭前野の機能が停止してしまうのであるから、論理的思考・判断・意思決定ができなくなる以上、やむを得ないことであろう。

そして、より原始的な生存戦略に従った5F反応により、凍結・迎合してしまうことが多いのである。

被害者の「反抗が抑圧されたか否か」「反抗抑圧に足る暴行・脅迫であったか」は、このような最新の脳科学的知見に基づいて判断されるべきである。

そのためには、検察官が、これらの脳科学的知見を専門家（精神科医、臨床心理士、脳科学者等）の助力を得て立証し、これを裁判所（及び裁判員）の「経験則」にしてもらわなければならない。

そして、弁護側から、被害者の反応が不自然ではないか・虚偽申告や偽装ではないかなどの疑念が呈されることのないよう、警察官・検察官は、被

害者から、被害時の心身の状態について専門家が鑑定の意見を述べられる程度に具体的に聴取しておく必要がある。

そのためには、警察官・検察官は、性犯罪被害者から聴取すべき事項と聴取方法に習熟する必要がある。

5 性犯罪被害者への聴取方法

(1) 被害事実の聴取

警察官・検察官は、被害者から被害事実を聴取する。

その際、以下の点に留意すべきである。

① 聴取回数を減らす。

児童虐待の被害児童や知的障害者等に対し、司法面接を応用した取調べが導入されつつある。その理由は、被害者にとって、被害事実を話すことが精神的負担であることと、複数回の聴取に起因する供述の変遷・汚染等を防止し、正確な供述を得ることにある。必ずしも1回の聴取で全て録取できるわけではないが、被害者の負担に配慮し、関係者が連携協力することにより、できる限り回数を削減することは、成人の性被害者にとっても重要である。

② 誘導・介入・言い換え・不適切な要約をしない。

弁護人が、被害者供述の信用性を弾劾するのは、「捜査官の誘導であり、被害者の体験ではない」という点である。

司法面接の最も重要なポイントは、「誘導しない」という点である。

被害者の言葉で、被害体験を語ってもらうことが最も重要である。

その際、5W1Hの特定を急ぐ余り、「そこで犯人が襲ってきて……」と被害者が供述を続けているときに、「で、その犯人の特徴はどんなでしたか」などと介入すると、「話の腰を折る」ことになって被害者が話しにくい。

5) 友田明美「新版 児童虐待と傷ついていく脳」では、児童虐待が子供の脳の発達を阻害することが脳画像研究から分かってきている。他方、ストレスによるさまざまな障害の治療法に関する研究・開発も進められている。ノルアドレナリンの作用を妨げる薬剤、休養や深呼吸、瞑想、香りなどがストレス抑制効果をもつことが科学的に解明されつつある。

一通りの話を終えてから、個々具体的な点の質問を行う。

また、被害者の使う表現をそのまま使い、「言い換え」をしないことが重要である。例えば、小学1年生の被害女児が、「犯人は、キャップ帽を被っていた」と供述したら、裁判官はどう思うだろうか。子供が「野球選手の帽子みたいなのを被っていた」と言えば、その通り聴取しておけばいいのであり、「それはキャップ帽って言うんだよ」と教える必要はないし、調書に「キャップ帽」と言い換えて書く必要もない。もし、帽子の種類の特定が犯人の特定に重要であれば、多種類の帽子の一覧図を示して「この中に犯人が被っていたのと同じ種類の帽子があるかもしれないし、ないかもしれない。もしあれば教えてほしい」などと教示した上で選択させる、多肢選択質問をすれば足りる。

③ 日時の特定は最後に行う。

訴因の特定は日時をできる限り特定して行わなければならない。被疑事実にもまず日時を記載するため、捜査官は、まず日時から質問しがちである。

しかし、日時は、人間が最も覚えにくいものの一つである。日時は五感を通して感知できず、扁桃体を通らないので、記憶に残りにくい。

聴取する際、最もよく覚えていない事項（日時）から始めると、記憶喚起を阻害し、供述を阻害する。

まず、「何があったか」「誰にされたか」「場所の様子」など、被害者が体感し、目に焼き付いている、視覚・聴覚・触覚などの五感を通してよく覚えていることから聴取すべきである。

日時については、これを特定する手掛かりになる情報について聴取し、日時の特定は慎重に行わなければならない。

④ 「なぜ」を使わない。

被疑者に対しては、何度も「なぜ」を使うので、被害者に対しても漫然と「なぜ」と聞いてしまいがちである。しかし、被害者にとっては、「なぜ」は極めて非難的に響き、供述意欲を阻害するので、使うべきではない。

(2) 争点（なかったこと）の聴取

性犯罪の裁判では、被害者がしたこと（あったこと）より、しなかったこと（なかったこと）の方が争点とされやすい。裁判官が、強盗や傷害等の被害者の行動に基づき、「経験則」として性犯罪の被害者にも期待する「回避、抵抗、逃走、援助要請、直後開示」の5つは、ほとんど性犯罪被害者にとって、極めて困難でできなかったこと（なかったこと）である。

警察官の第一の使命は、「事実（あったこと）の解明」である。そのため、警察官は、一般的に、「なかったこと」を聴取するのが苦手なようである。検察官は、公判で弁護人から被害者が反対尋問を受けるのを聞いて争点をよく知っているので、「なかったこと」を確認するのは比較的得意（なはず）である。

ただし、被害者に対し、5つの「なかったこと」を質問するに当たり、「あなたはなぜ抵抗しなかったのですか」などと聞くと、あたかも、被害者が抵抗し得たという前提で被害者自身の自由意志に基づく選択として抵抗しなかったかのように聞こえてしまう。捜査官が無意識に被害者を非難しているかのような状態になり、被害者の供述意欲を阻害するとともに、二次被害の元凶になるため、避けるべきである。

捜査官は、争点についての質問を開始する前には、被害者に対し、移行説明を行うべきである。すなわち、それまでは、「被害者の話」を①オープン質問で聴取して、②WH質問等を使って具体的に確認していたのであり、語りの主役は被害者側である。しかし、想定される争点について被害者に質問するとき、不可避免的に追及的になり、捜査官側が主体的に被害者の供述の信用性を確認する作業に移行する。すると、被害者は、あたかも、自己の供述が捜査官に信用されておらず、被疑者扱いされたかのように感じ、戸惑い、不愉快に感じ、傷つくおそれがあり得る。これを防止しつつ、被害者から十分な供述を引き出すためには、捜査官は、追及段階に移行

する前の説明として、「あなたのお話はよく分かりました。では、今から、もし、本件が起訴されて裁判になった場合、法廷で弁護人から反対尋問される可能性が高い事項について、あらかじめ確認させていただきます」などと争点について被害者に追及的質問をする趣旨を説明しておくことが望ましい。

捜査官にとっても、このように聴取段階をよく自覚しておくことは、聴取漏れを防ぐためにも有用である。

争点に関する質問は、以下の手順で行うと良い。以下は問答例である。

- ① 事実確認 Q「あなたは、抵抗しましたか」
— A「いいえ」
- ② 不可能性 Q「あなたは、抵抗できましたか」
— A「いいえ」
- ③ 外的要因 Q「抵抗するのが困難だったのは、どういうことからですか」
もし、被害者が答えにくければ、外的要因の各項目につき、順次、質問する。
 - ・日時・場所 Q「そのとき、その場所で抵抗するのが難しい事情はありましたか」— A「深夜で、人気がなく、抵抗してもどこにも逃げられなかった」
 - ・知識・経験 Q「あなたは、格闘技、スポーツ、防犯訓練等の経験はありましたか」— A「いいえ、中学生のときバレーボール部にいたくらいです。最近は運動もほとんどしていませんし、防犯訓練など受けたことはありません。」
 - ・体格・体力差 Q「犯人とあなたの体格や体力はどうでしたか」— A「犯人は私より二回りも身体が大きくて、腕をつかまれたときの力も凄く強かったです」
 - ・身体状態 Q「そのとき、あなたの身体は、どういう状態でしたか。身体に力が入りましたか」
— A「身体は、固まってしまって、うまく動きませんでした。手足に力が入りませんでした（被害事実に沿って詳しく聞く。）」
 - ・精神状態 Q「あなたは、どういうことについて

不安に思ったり、怖いと思ったりしていましたか」
— A「犯人の顔を見てしまったので、(証拠隠滅のために)後で殺されるのではないかとあって怖かったです」「犯人が、何か刃物などを隠し持っているのではないか／仲間が隠れているのではないか／前から付け狙われていて、自分のことを何もかも知られているのではないかと不安でした」

- ④ 仮定 Q「もし、あなたが、抵抗していたら、どうなりましたか」— A「犯人の方が私よりずっと強かったので、抵抗しても無駄でした。下手に抵抗すると、犯人を怒らせてもっと酷い目に遭う／殺されると思いました」

仮定的質問は、示唆性があるため、できるだけ差し控えるべきとされている。しかし、十分に被害者の語りを聴取した後、なお争点が想定される場合、争点について確認するには、示唆的質問が不可避である。

ただし、10歳以下くらいの年少者は仮定的質問には答えにくいと言われていることに留意しなければならない。

- ⑤ 主観面 Q「抵抗できないでいた間、何を考えていましたか／どんな気持ちでしたか」— A「早く終わってほしいとばかり考えていました。犯人を怒らせないように、殺されないようにということばかり考え、犯人の機嫌を取るように犯人に話を合わせていました。その時の自分を思い出すと、惨めで情けないです」

主観面は、自分の頭の中や心の中のことであり、被害者自身の目には見えない「メタ認知」なので、意外に言葉にしにくく、答えづらいので、最後に質問すべきである。

6 終わりに

刑法が改正され、監護者強姦性交等罪が新設されたことは、画期的である。

性的虐待において、監護者である被疑者が、13歳以上18歳未満の子供と性交等をした場合、「暴行・脅迫がなくても、「子供の方から誘ってきた」「同意

がある」などと弁解しても、同罪が成立し得る。

性的虐待事案は、ほとんど報道されず、判例集にも掲載されないが、統計的には毎年何十件も有罪判決が出ている。せめて統計だけでも積極的に公表すれば、被害児は、「親を訴えるのは私だけなのではないか」（そんな悪い子は私だけなのではないか）などと自責感を持たずに済むはずである、少なくとも相当軽減できるであろう。司法面接でも、「あなたの被害経験は、決して特別なものではなく、よくあることである。」と言って「平準化」することは、子供の供述阻害要因（ブロック）対策として重要である。

また、男性の方が女性よりも被害による PTSD 発症率が高いことや、自責感が強く、被害開示が困難であり、性的少数者は更に困難であることは、まだ余り周知されていない。多くの性的被害者への支援が女性を想定していることから、男性や性的少数者の特性に配慮した被害者支援は、今後の課題の一つであろう。